

○神崎市若者応援家賃補助事業補助金交付要綱

平成30年12月28日

要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、働く若者の自立や生活基盤づくりを応援することで、神崎市内への若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、神崎市内の賃貸住宅居住に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、神崎市補助金交付規則（平成18年神崎市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録されること（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。
- (2) 転入 他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者が、神崎市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (3) 転居 神崎市の住民基本台帳に記録されている者が、神崎市の区域内において、住所を変更することをいう。
- (4) 定住 市内の住宅に居住し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳に登録し、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (5) 賃貸住宅 市内において、賃貸借契約により自己の居住の用に供するために賃貸される住宅（市営住宅等の公的賃貸住宅並びに賃借人及びその世帯に属する者の3親等以内の親族が所有し、又は経営するものを除く。）をいう。
- (6) 所有者等 賃貸住宅に関し、所有権又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (7) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約で定められた月ごとの賃貸料（管理費、共益費、駐車場使用料及び自治会費を除く。）をいう。
- (8) 就業 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 期間の定めなく雇用されている者で、1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働時間であること
 - イ 所得税法第229条による開業届出を行っている個人事業主であること

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 平成31年1月1日以後に転入し、転入した日から1年以内である者。ただし、学校等に就学するために神崎市に転入し、卒業した者が就業した場合にあっては、卒業した日から1年を経過していない者

イ 補助対象者又はその配偶者が申請初年度の初日の前日における満年齢が40歳未満である者

ウ 就業している者

エ 転入に際し新たに賃貸住宅の所有者等との賃貸借契約を締結し、賃貸住宅を借り上げ、家賃を支払う者（補助対象者に配偶者がある場合は、配偶者が借り上げ、家賃を支払う場合を含む）

オ 転入後、5年以上の定住が誓約できる者

(2) 次のいずれにも該当する者

ア 平成31年1月1日以後に転居し、転居直前まで親と同一の住所に住民登録していた者で、転居した日から1年以内である者

イ 補助対象者又はその配偶者が申請初年度の初日の前日における満年齢が40歳未満である者

ウ 就業している者

エ 転居に際し新たに賃貸住宅の所有者等との賃貸借契約を締結し、賃貸住宅を借り上げ、家賃を支払う者（補助対象者に配偶者がある場合は、配偶者が借り上げ、家賃を支払う場合を含む）

オ 転居後、5年以上の定住が誓約できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象から除外する。

(1) 補助対象者が当該賃貸住宅の所在地に住民登録及び生活の本拠がない場合

(2) 補助対象者、世帯に属する者又は同居している者（以下「世帯員等」という。）に市税等の滞納がある場合

(3) 世帯員等が神崎市暴力団排除条例（平成24年神崎市条例第5号）に規定する暴力団員等である場合

- (4) 世帯員等が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている場合
- (5) 世帯員等が市内に住宅を所有している場合
- (6) 世帯員等が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合
- (7) 世帯員等が神崎市職員として住居手当を受けている場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当ではないと認めた場合
(補助金の額及び交付対象期間)

第4条 補助金の額は、家賃額から雇用主が支給又は負担する住宅に関する全ての住宅手当の月額を控除した実質家賃負担額に2分の1を乗じて得た額(算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が1万円を超える場合は、1万円を限度とする。

- 2 補助金の交付対象期間の開始となる月は、交付申請のあった月の翌月からとする。
- 3 補助金の交付対象期間は、連続する24月を限度とする。
- 4 補助金の交付は、年1回とし、毎年4月から翌年3月までの1の年度の交付対象期間(以下「年度交付対象期間」という。)分について、当該期間終了後最初の5月に交付する。
- 5 当該賃貸住宅の所在地に住民登録及び生活の本拠がなくなった場合は、その日の属する年度交付対象期間分から補助金を交付しない。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住民票を異動した日から1年以内に若者応援家賃補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請に係る資格確認同意書(様式第2号)
 - (2) 第3条第1項第1号に定める者にあつては、転入前の市町村の市町村税及び国民健康保険税(料)等の納税、納入が確認できる書類
 - (3) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - (4) 誓約書(様式第3号)
 - (5) 就業等証明書(様式第4号)
 - (6) 確定申告書の写し(個人事業主である場合)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者は、毎年4月1日から同月末日までに、神崎市若者応援家賃補助事業補助金交付継続申請書(様式第5号)に前項各号に掲げ

る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及びその額を確定し、神崎市若者応援家賃補助事業補助金交付決定通知書(様式第6号。以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の申請内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、神崎市若者応援家賃補助事業補助金変更承認申請書(様式第7号。以下「変更承認申請書」という。)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更承認申請書の提出により、補助金額または補助金の交付対象期間を変更すべきものと決定した場合は、決定通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

3 月の途中で変更承認申請書を提出すべき事由が生じた場合は、当該事由が発生した月の翌月から変更を行うものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、年度交付対象期間ごとに、当該期間終了の日から30日以内に、神崎市若者応援家賃補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 家賃の支払いが確認できる書類(領収書の写し等)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助の要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、神崎市若者応援家賃補助事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定者は、年度交付対象期間ごとに、当該期間終了の日から30日以内に、神崎市若者応援家賃補助事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱等に違反していることが認められたとき。
- (3) 交付決定者が補助金の交付日から起算して5年未満で市外に転出したとき。
- (4) 第3条第1項第1号ウ又は同条同項第2号ウ要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、神崎市若者応援家賃補助事業補助金交付取消通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第1号又は第2号に該当する者で、前項の通知を受けた者(世帯に属する者及び同居者を含む。)から、再度、補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、神崎市若者応援家賃補助事業補助金返還命令書(様式第12号)により、交付決定者に通知するものとする。

5 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号に該当する場合は、転入又は転居後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年を超え2年以内のときは、補助金の5分の4の額とする。
- (3) 2年を超え3年以内のときは、補助金の5分の3の額とする。
- (4) 3年を超え4年以内のときは、補助金の5分の2の額とする。
- (5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の5分の1の額とする。

(補助金交付の再開)

第12条 交付決定者が、前条第1項第4号に該当したことにより補助金の交付を取り消された者が、再度、第3条第1項第1号ウ又は同条同項第2号ウの要件を満たした場合は、補助金の交付の再開を申請できるものとする。

2 補助金の交付を再開する月は、交付の再開の申請があった月の翌月からとする。

3 補助金の交付の再開による交付対象期間は、当初の交付対象期間の開始となった月から

連続する24月以内の残期間とする。

(補助金交付の再開申請)

第13条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者の申請方法については、第5条第2項の規定を準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定に基づく補助金の交付申請その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。